

「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の手引き

2021 年(令和 3 年)4 月

釧路市 住宅都市部 都市計画課

目 次

1 概 要	P1
2 条例の対象となる地区及び地域	P2
3 建築物の用途	P12
4 建築物を新築する場合	P13
5 建築物を新築する場合の附置台数の算定	P17
6 駐車施設を附置する場所	P18
7 建築物を新築する場合の駐車施設の規模	P19
8 建築物を増築する場合	P22
9 建築物を用途変更する場合	P22
10 建築物を増築及び用途変更する場合	P22
11 附置の特例	P23
12 駐車施設の管理	P23
13 立入検査・措置命令	P24
14 条文	P25
15 様式	P29

1 概 要

釧路市では、道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、附置義務制度を導入しています。

附置義務制度とは、「駐車場法」(以下「法」という。)の第20条に規定されており、駐車場整備地区等において建築される一定規模以上の建築物に対して、自動車の駐車施設の附置を義務付ける制度です。

「釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の手引き」(以下「手引き」という。)は、附置の対象となる建築物の規模、附置すべき駐車施設の規模(台数)等について、市民の皆さんに分かりやすく解説することを目的として作成しています。

建築物を新築する場合

「手引き」の13ページをご覧ください。

建築物を増築する場合

「手引き」の22ページをご覧ください。

建築物を用途変更する場合

「手引き」の22ページをご覧ください。

建築物を増築及び用途変更する場合

「手引き」の22ページをご覧ください。

建築物の延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除いた部分の面積が対象となります。(条例第3条第1項)

2 条例の対象となる地区及び地域（条例第3条関連）

駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域が条例の対象となります。

町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁
あ行				北大通	2丁目		C	栄町	4丁目		C
愛国東	4丁目	2番	C		3丁目		C		5丁目		C
愛国西	1丁目	1番	C		4丁目		C		6丁目		C
旭町	全区域		C		5丁目		C		7丁目		C
浦見	1丁目	1番	E		6丁目		C		8丁目		C
大川町		1番	E		7丁目		C		9丁目		C
		2番	E		8丁目		C		10丁目		C
		3番	E		9丁目		C		11丁目		C
		4番	E		10丁目		C		12丁目		C
		5番	E		11丁目		C				
		6番	E		12丁目		C				
		7番	E		13丁目		C				
大町	1丁目	1番	E		14丁目		C	1丁目	1番	F	
大楽毛	4丁目	1番	A	共栄大通	全区域		C		2番	F	
		2番	A	黒金町	全区域		C		5番	F	
		3番	A	寿	1丁目	1番	C		9番	F	
		4番	A			2番	C		10番	F	
		5番	A			3番	C		11番	F	
	5丁目	1番	A			5番	C		12番	F	
		2番	A			7番	C		2丁目	6番	F
		4番	A			8番	C			7番	F
		5番	A			1番	C			13番	F
		6番	A			5番	C			14番	F
7番	A	6番	C			26番	F				
8番	A	2丁目	1番			C	4丁目	1番	F		
大楽毛南	4丁目	9番	A	3丁目	1番	C		2番	F		
	5丁目	13番	A	4丁目	1番	C		4番	F		
さ行				白金町		全区域		C	6番	F	
か行				さ行		城山		1丁目	1番	E	
川上町	2丁目		C	3丁目		C	4番		E		
	3丁目		C	4丁目		C	5番		E		
	4丁目		C	5丁目		C	6番		E		
	5丁目		C	6丁目		C	9番		E		
	6丁目		C	7丁目		C	新釧路町		1番	C	
	7丁目		C	8丁目		C			2番	C	
	8丁目		C	9丁目		C			新栄町	1番	C
	9丁目		C	10丁目		C				2番	C
	10丁目		C	11丁目		C				3番	C
	11丁目		C	12丁目		C	4番			C	
川北町		1番	C	13丁目		C	5番	C			
		2番	C	14丁目		C	12番	C			
		4番	C	1丁目		C	13番	C			
北大通	1丁目		C	栄町	2丁目		C	14番		C	
					3丁目		C	15番		C	

表-1 条例の対象となる地区及び地域

町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁	
新栄町		16番	C	住吉	2丁目	6番	E	鳥取大通	7丁目	6番	B	
		17番	C			た行				7丁目	7番	B
		18番	C			1丁目	1番		B	8丁目	2番	B
		19番	C				2番		B		3番	B
		20番	C				3番		B		5番	B
		21番	C				7番		B		6番	B
		22番	C				8番		B		7番	B
新川町		4番	C	鳥取大通	2丁目	9番	B	鳥取大通	9丁目	2番	B	
		5番	C			1番	B			3番	B	
		12番	C			2番	B			4番	B	
		13番	C			6番	B			7番	B	
		14番	C			7番	B			8番	B	
		15番	C			4番	B			9番	B	
新富町		1番	C	鳥取大通	3丁目	5番	B	鳥取大通	な行			
		2番	C			中島町	11番		B	1番	C	
		3番	C				12番		B	7番	C	
		4番	C				13番		B	8番	C	
		6番	C				14番		B	9番	C	
		7番	C			20番	B		中園町	7番	C	
		8番	C			21番	B			8番	C	
		9番	C			2番	B			9番	C	
		12番	C			3番	B			10番	C	
		13番	C			5番	B			11番	C	
新橋大通	全区域		C	鳥取大通	4丁目	6番	B	鳥取大通			12番	C
	末広町	1丁目	C			11番	B		23番		C	
		2丁目	C			12番	B		24番		C	
		3丁目	C			15番	B		浪花町		4丁目	C
		4丁目	C		16番	B	5丁目	C				
		5丁目	C		3番	B	6丁目	C				
		6丁目	C		4番	B	7丁目	C				
		7丁目	C		7番	B	8丁目	C				
		8丁目	C			B	9丁目	C				
		9丁目	C		8番	B	10丁目	C				
		10丁目	C		15番	B	11丁目	C				
		11丁目	C		16番	B	12丁目	C				
		12丁目	C		3番	B	13丁目	C				
		13丁目	C		4番	B	錦町	全区域		C		
14丁目		C	5番	B	幣舞町	全区域	E					
住之江町		1番	C	鳥取大通	5丁目	7番	B	鳥取大通		は行		
		6番	C			8番	B		1番	C		
		住吉	2丁目			4番	E		鳥取大通	7丁目	2番	B
5番	E			3番	B	8番	C					

表-2 条例の対象となる地区及び地域

町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁	町名	丁目	番	頁	
春採	1丁目	13番	F	富士見町	1丁目	1番	E	若松町		5番	C	
		14番	F			3番	E			6番	C	
		15番	F			4番	E			7番	C	
	2丁目	29番	F			5番	E			8番	C	
		33番	F			ま行				12番	C	
		34番	F	松浦町		4番	C			13番	C	
	35番	F	10番			C	17番			C		
	3丁目	1番	F			11番	C			18番	C	
		3番	F			12番	C			19番	C	
		4番	F			18番	C			20番	C	
	4丁目	6番	F	南大通		1丁目		E				
		9番	F			2丁目		E				
		1番	F			3丁目		E				
		2番	F			4丁目		E				
		3番	F			5丁目		E				
		4番	F			6丁目		E				
		5番	F			7丁目		E				
		6番	F	8丁目	1番	E						
		9番	F	美原	4丁目	1番	D					
		10番	F	武佐	1丁目	1番	F					
	11番	F	2番			F						
	1番	F	3番			F						
	5丁目	9番	F	や行			5番	F				
		10番	F			1番	C					
		11番	F			2番	G					
		12番	F			3番	C					
		13番	F			8番	C					
	6丁目	1番	F			柳町		9番	C			
		2番	F	10番	C							
		7番	F	11番	C							
		8番	F	12番	C							
		10番	F	13番	C							
	7丁目	26番	F	わ行								
		27番	F									
	双葉町		1番	C	若草町		18番	C				
			5番	C			19番	C				
			8番	C	若竹町		8番	C				
			9番	C			19番	C				
			10番	C	若松町		1番	C				
	11番	C	2番	C								
	双葉町		12番	C			3番	C				
			17番	C	4番	C						

表-3 条例の対象となる地区及び地域
(黒文字は一部該当、赤文字は全地域該当)

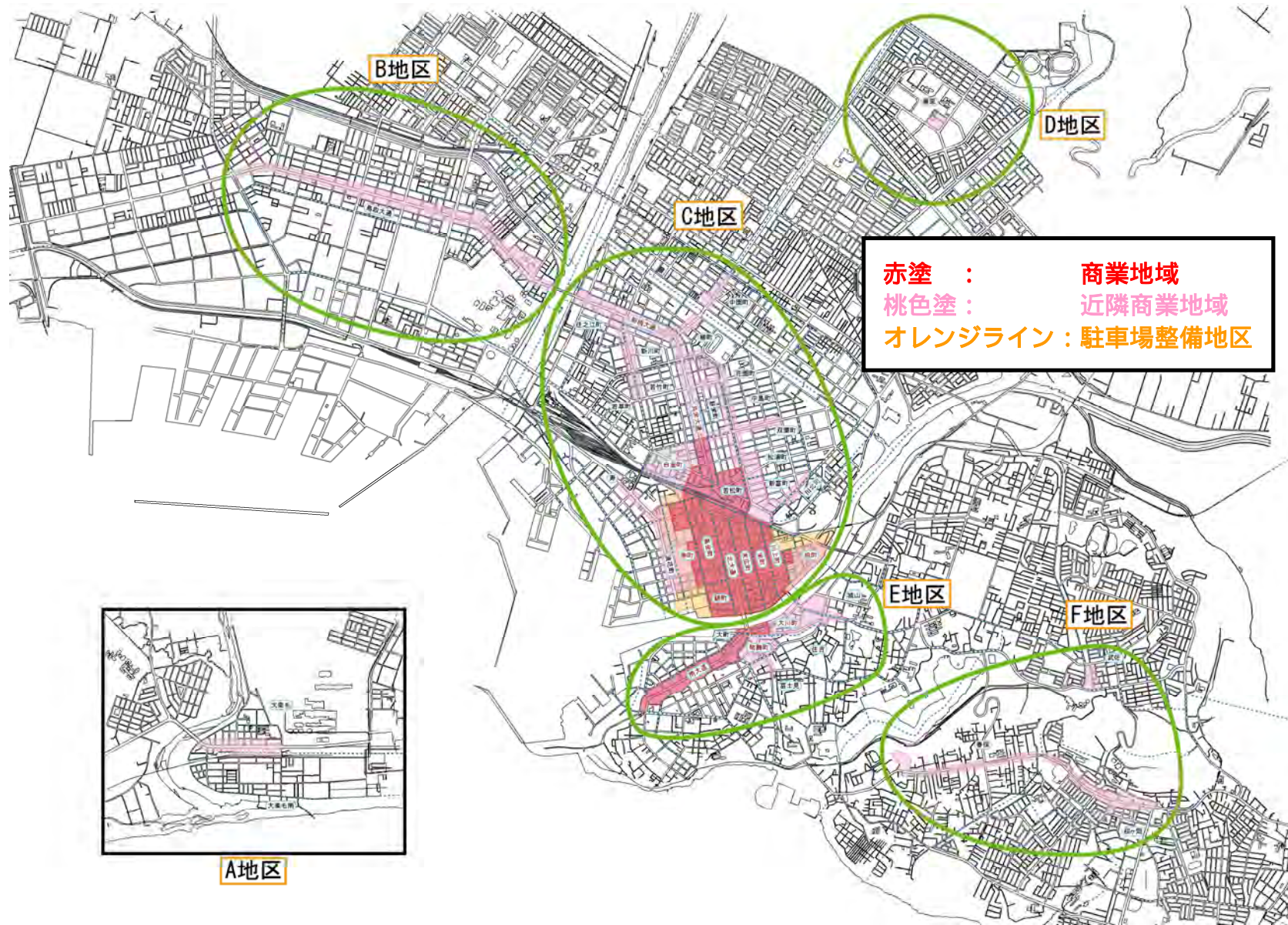


図-1 条例の対象となる地区及び地域

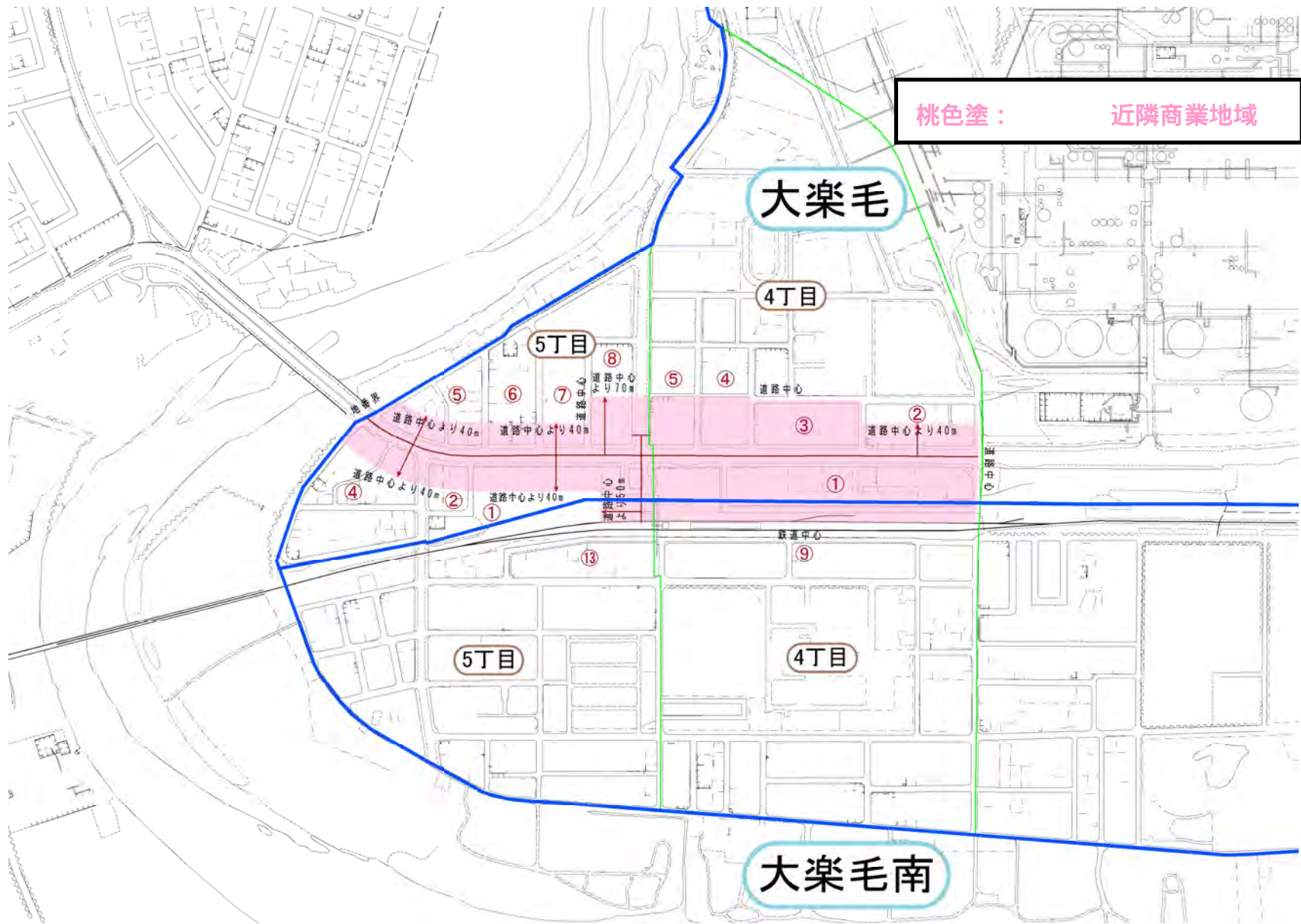


図-2 条例の対象となる地区及び地域（A地区）

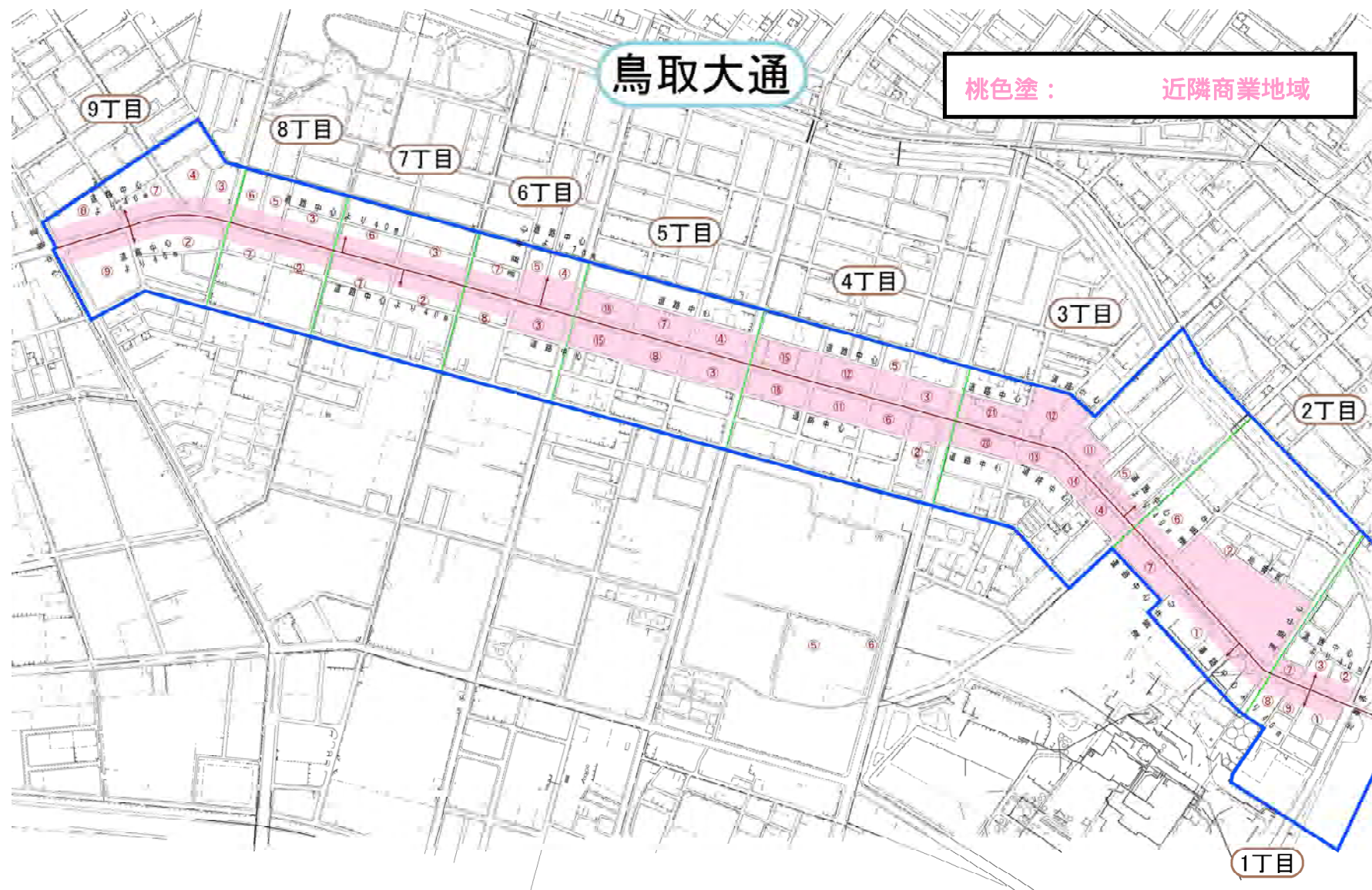


図-3 条例の対象となる地区及び地域（B地区）

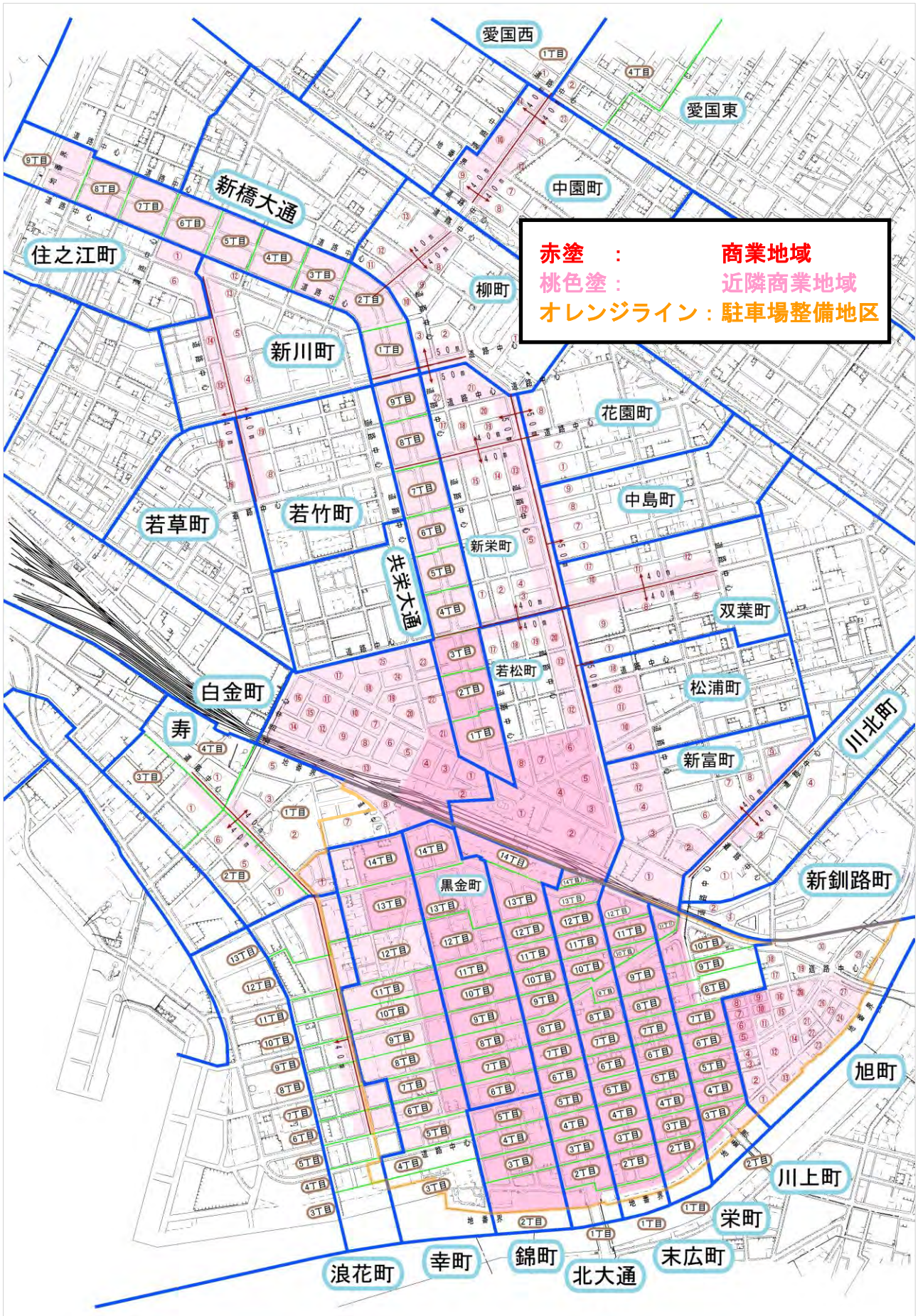


図 I-4-4 都市計画区域内駐車附置義務該当地域(C地区)

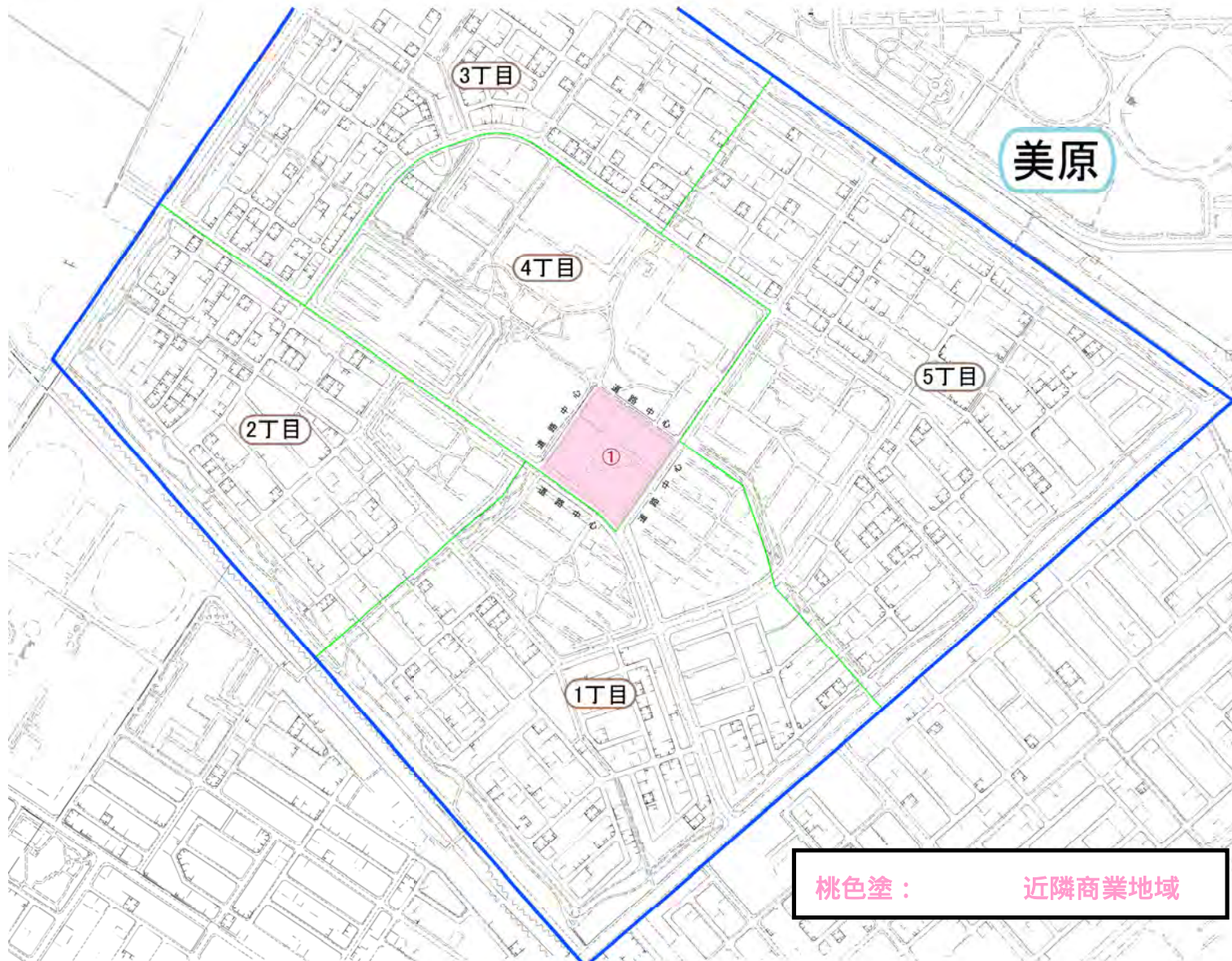


図-5 条例の対象となる地区及び地域（D地区）

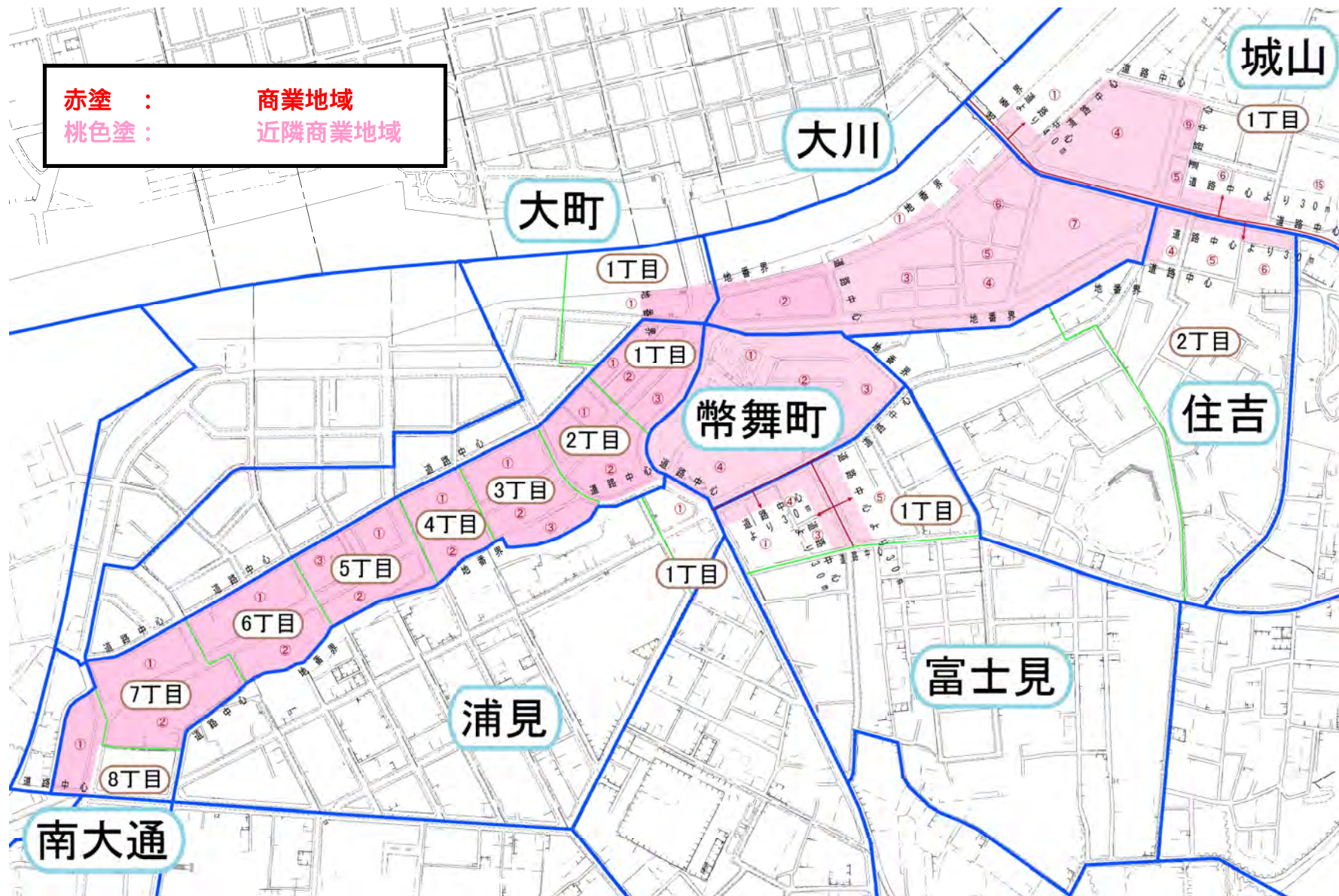


図-6 条例の対象となる地区及び地域（E地区）

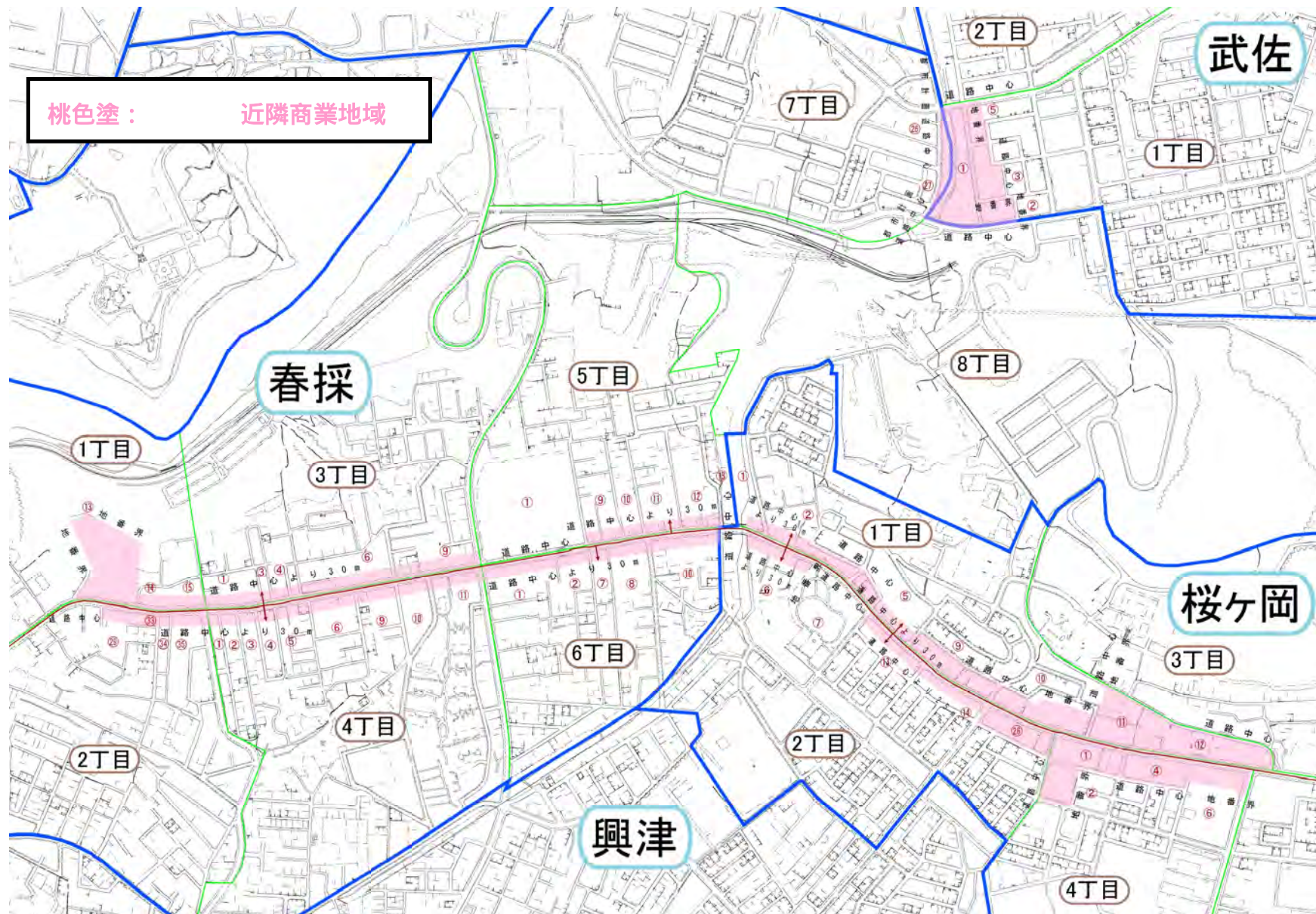


図-7 条例の対象となる地区及び地域 (F地区)

3 建築物の用途（条例第3条関連）

（1）特定用途

劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの。（法第20条第1項）

劇場	総合芸術の作品、もしくは特定の人物（達）による一連の行動からなる事象を、群衆が見物する場所を指す。
映画館	映画（上映される動画作品の事）を上映する事を主目的とした施設。
演芸場	都市において落語・浪曲・講談・漫才・手品などの技芸を観客に見せるため席亭（興行主）が経営する常設の興行小屋である。
観覧場	スポーツを見せ物にする建築物。
放送用スタジオ	映画の撮影、テレビ・ラジオの放送などのために特別な設備を有し、撮影・放送を行う室又は一群の室。
公会堂	公共団体が公衆の教養の向上と福祉などのために設けた施設。
集会場	不特定多数の人の集会の用に供する室（固定客の有無を問わない）で、客席部の床面積が200平方メートルを超えるものを有する建築物。
展示場	目的をもって資料・商品などを展示陳列する所。
結婚式場	結婚の儀式を執り行う場所。
斎場	儀式が行われる場所、転じて葬儀が行われる場所や火葬場のことも意味する。
旅館	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料をうけて、人を宿泊させるもの。
ホテル	様式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料をうけて、人を宿泊させるもの。
料理店	主として和風施設の客席を設け、客を接待して客に飲食させるもの。
飲食店	かっぱう、料理店、レストラン、その他一般食堂。
待合	何かを待つ間に雨雪、風や寒さ、日差し、排気ガスなどをしのぐために設けられた、一般的な建物。
工場	通例職工を使用し製造若しくは加工、仕上げ、仕分け、包装、荷造りなどの作業をある期間継続してすることを目的とする一定の場所をいう。
キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させるもの。
カフェー	主として洋風設備の客室を設け、客の接待をして遊興又は飲食させるもの。
ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させるもの。
バー	設備を設けて客に飲食させるもので客席の照度が10ルクス以下のもの。
舞踏場	設備を設けて客にダンスをさせる建物。
遊技場	客の射幸心（まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をそその種々の遊技施設を一つの建物の中に備えている建物。
倉庫	原料、材料、製品を一時的あるいは長期間保管、貯蔵するための室又は建物。
ボーリング場	プレイヤーに対して頂点を向けて正三角形に並べられた、10本のピンと呼ばれる棒をめぐってボールを転がし、ピンを倒すスポーツ施設。
体育館	屋内で体育・スポーツを行うための施設のことである。
百貨店その他店舗	大規模小売店舗立地法第2条（基準面積が1,000平方メートルを越すもの）に規定する大規模小売店舗（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）。元々大きな面積の店舗を持ち、多種類の商品を取り扱う店のことである。
事務所	事務をとることを目的とする施設をいう。名称にかかわらず事実上事務を行っていると同視される施設も該当する。
病院	医師又は歯科医師が、公衆は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの及び介護老人保健施設のうち入所定員20名以上のもの。
卸売市場	生鮮食料品などの卸売取引のための市場。

駐車場法施行令第18条第1項により29の用途が規定されています。

（2）非特定用途

特定用途以外の用途

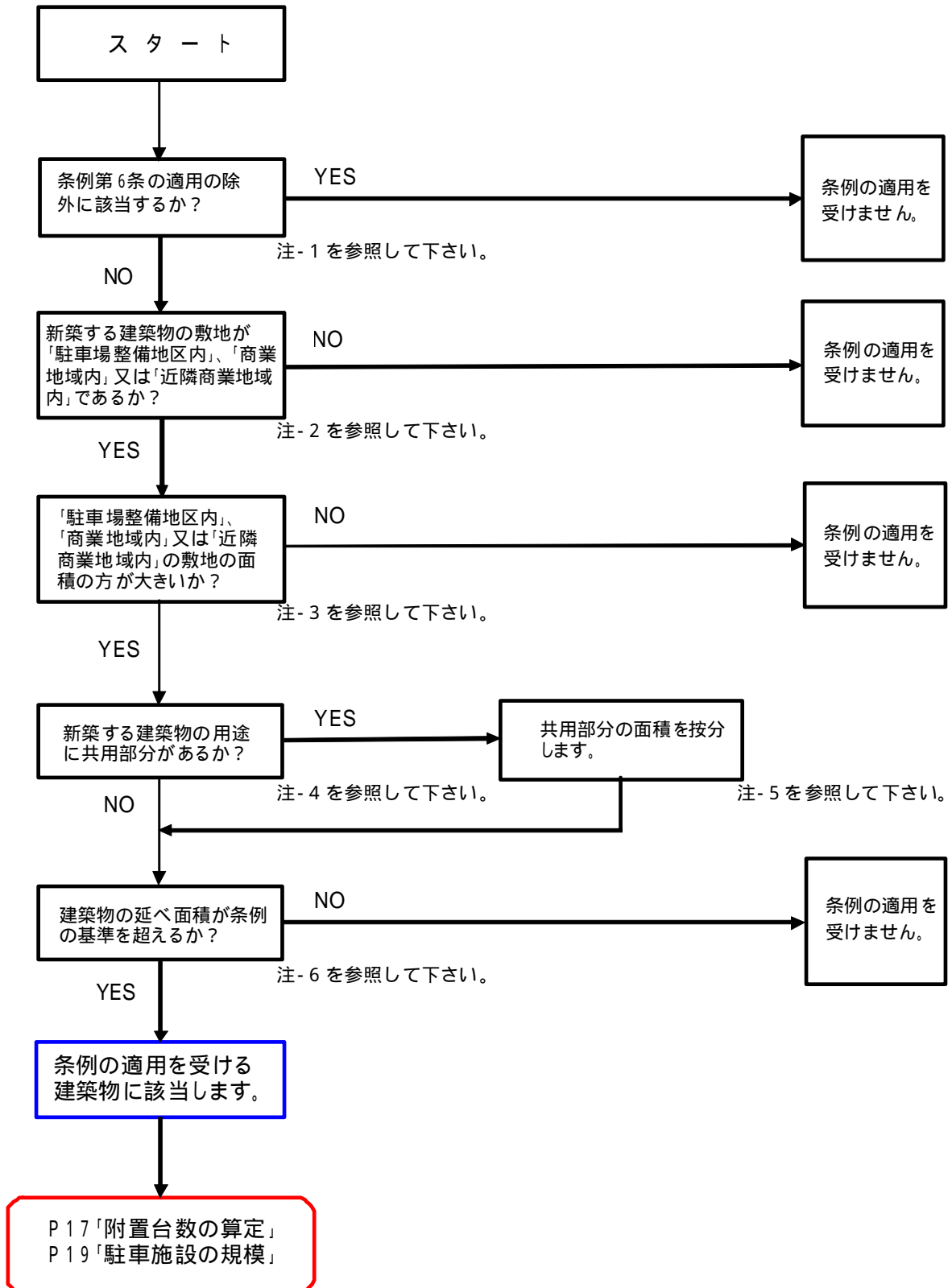
（3）混合用途

特定用途と非特定用途を有する用途

4 建築物を新築する場合 (条例第3条関連)

下記のフロー図により、当該建築物が条例の適用を受けるかを確認して下さい。

建築物を新築する場合



注 - 1 (条例第 6 条関連)

* 条例の第 6 条に、適用が除外される建築物を規定しています。

(適用の除外)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第 3 条及び第 4 条の規定は適用しない。

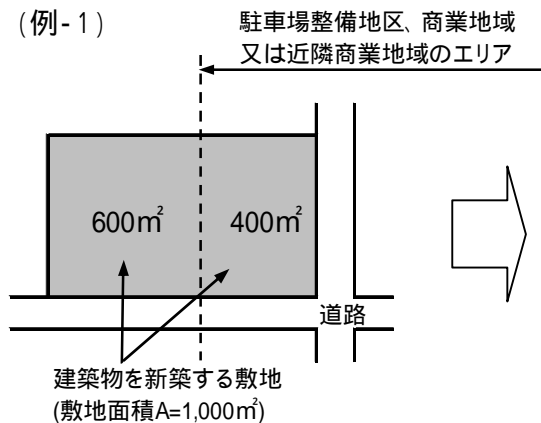
- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条に規定する仮設建築物
- (2) この条例施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区若しくはふくそう地区に指定された日から起算して 6 か月以内に工事に着手する建築物
- (3) 駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定部分が公共の用に供されることになる混合用途建築物の新築、増築又は用途変更で市長が交通の安全上特に支障がないと認めたもの
- (4) 義務教育施設の用途に供する建築物

注 - 2 (条例第 2 条関連)

* 「駐車場整備地区」、「商業地域」、「近隣商業地域」のそれぞれのエリアについては、「手引き」の P2 ~ 11 をご覧下さい。

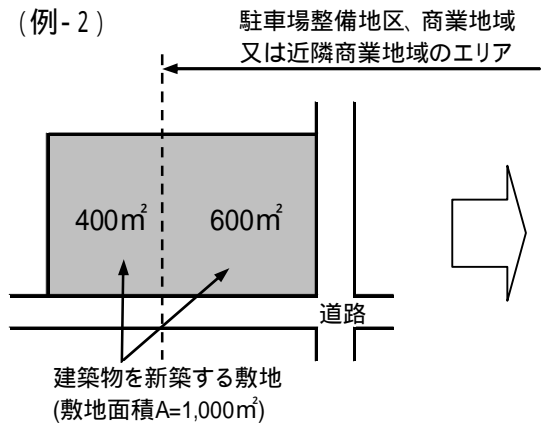
注 - 3 (条例第 7 条関連)

(例 - 1)



駐車場整備地区、商業地域又は
近隣商業地域内の敷地面積 = 400m²
< その他の敷地面積 = 600m² なので、
条例の適用を受けません。

(例 - 2)



駐車場整備地区、商業地域又は
近隣商業地域内の敷地面積 = 600m²
> その他の敷地面積 = 400m² なので、
条例の適用を受ける建築物に該当します。

注 - 4 (条例第 3 条関連)

* 建築物の用途と共用部分について

「特定用途」 劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大
きい用途で政令で定めるもの。(駐車場法第 20 条第 1 項)
詳細については、「手引き」の P12 をご覧下さい。

「非特定用途」 特定用途以外の用途

「混合用途」 特定用途と非特定用途を有する用途

「共用部分」 混合用途において、特定用途と非特定用途の両方の用途に利用する機械
室、玄関、階段、ホール、トイレなどの部分

注 - 5

(例 - 3) * 共用部分の按分



非特定用途の延べ面積	: 2,000 m ²	} 延べ面積: A = 3,900 m ²
特定用途の延べ面積	: 1,700 m ²	
共用部分の延べ面積	: 200 m ²	

特定用途への按分

$$\frac{\text{特定用途の延べ面積}}{\text{特定用途の延べ面積} + \text{非特定用途の延べ面積}} \times \text{共用部分の延べ面積}$$
$$\frac{1,700 \text{ m}^2}{1,700 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2} \times 200 \text{ m}^2 = 92 \text{ m}^2 \quad (\text{小数点以下を四捨五入します。})$$

非特定用途への按分

$$\frac{\text{非特定用途の延べ面積}}{\text{特定用途の延べ面積} + \text{非特定用途の延べ面積}} \times \text{共用部分の延べ面積}$$
$$\frac{2,000 \text{ m}^2}{1,700 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2} \times 200 \text{ m}^2 = 108 \text{ m}^2 \quad (\text{小数点以下を四捨五入します。})$$

按分後の延べ面積

$$\text{特定用途の延べ面積} : 1,700 \text{ m}^2 + 92 \text{ m}^2 = \underline{1,792 \text{ m}^2}$$

$$\text{非特定用途の延べ面積} : 2,000 \text{ m}^2 + 108 \text{ m}^2 = \underline{2,108 \text{ m}^2}$$

注 - 6 (条例第 3 条、別表関連)

駐車施設の用途に供する部分の面積を除外した延べ面積が対象となります。

(1) 「特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が、**2,000㎡**を超える場合に条例が適用されます。

(例 - 4)

延べ面積が2,000㎡の特定用途建築物

延べ面積が2,000㎡を超えないので条例の適用を受けません。

延べ面積が2,300㎡の特定用途建築物

延べ面積が2,000㎡を超えるので条例の適用を受けます。

駐車施設の用途に供する部分の面積を除外した延べ面積が対象となります。

(2) 「非特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が、**3,000㎡**を超える場合に条例が適用されます。

(例 - 5)

延べ面積が2,800㎡の非特定用途建築物

延べ面積が3,000㎡を超えないので、条例の適用を受けません。

延べ面積が3,600㎡の非特定用途建築物

延べ面積が3,000㎡を超えるので、条例の適用を受けます。

(3) 「混合用途」の建築物を新築する場合 (駐車施設の面積は除外されます。)

建築物の全部を特定用途に供する建築物と見なして計算します。

共用部分を有する建築物は、按分後の面積が対象となります。

(例 - 6)

特定用途の延べ面積	: 1,792㎡	} (例 - 3) に示した混合用途建築物
非特定用途の延べ面積	: 2,108㎡	

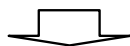


特定用途の延べ面積 + 非特定用途の延べ面積 × 2 / 3 (条例第 3 条第 3 項の規定)



$1,792\text{㎡} + 2,108\text{㎡} \times 2 / 3 = 3,197\text{㎡}$ (小数点以下を四捨五入します。)

延べ面積が3,900㎡の混合用途建築物を延べ面積3,197㎡の特定用途建築物と見なします。



計算後の延べ面積が**2,000㎡**を超えるので、条例の適用を受けます。

5 建築物を新築する場合の附置台数の算定（条例第3条、別表関連）

* 附置台数の算定は、条例第3条の各項の規定及び別表により行います。

* 算定後の附置台数に小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとします。

(1) 「特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が、**2,000㎡**を超える部分の面積に対して、**200㎡**ごとに1台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

(例-7)

延べ面積が、2,100㎡の特定用途建築物

$$(2,100\text{㎡} - 2,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 0.5\text{台} \quad \underline{1\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、1台となります。

延べ面積が、3,250㎡の特定用途建築物

$$(3,250\text{㎡} - 2,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 6.25\text{台} \quad \underline{7\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、7台となります。

(2) 「非特定用途」の建築物を新築する場合

建築物の延べ面積が、**3,000㎡**を超える部分の面積に対して、**200㎡**ごとに1台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

(例-8)

延べ面積が、3,050㎡の非特定用途建築物

$$(3,050\text{㎡} - 3,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 0.25\text{台} \quad \underline{1\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、1台となります。

延べ面積が、4,650㎡の非特定用途建築物

$$(4,650\text{㎡} - 3,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 8.25\text{台} \quad \underline{9\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、9台となります。

(3) 「混合用途」の建築物を新築する場合

特定用途の延べ面積と非特定用途の延べ面積×2/3の合計の面積が、 $2,000\text{m}^2$ を超える部分の面積に対して、 200m^2 ごとに1台の割合で算定した駐車台数を有する駐車施設を附置しなければなりません。

(例-9)

* (例-3)に示した、延べ面積 $3,900\text{m}^2$ の混合用途建築物の附置台数

非特定用途の延べ面積	: $2,000\text{m}^2$	}	延べ面積: $A = 3,900\text{m}^2$
特定用途の延べ面積	: $1,700\text{m}^2$		
共用部分の延べ面積	: 200m^2		

共用部分を按分すると、

特定用途の延べ面積	: $1,700\text{m}^2 + 92\text{m}^2 = 1,792\text{m}^2$	}	(例-3をご覧ください。)
非特定用途の延べ面積	: $2,000\text{m}^2 + 108\text{m}^2 = 2,108\text{m}^2$		

混合用途を特定用途と見なすと、

$3,900\text{m}^2$ (混合用途) $3,197\text{m}^2$ (特定用途) (例-6をご覧ください。)

条例の規定による附置台数

$(3,197\text{m}^2 - 2,000\text{m}^2) \div 200\text{m}^2/\text{台} = 5.99\text{台}$ 6台

* 条例の規定による附置台数は、6台となります。

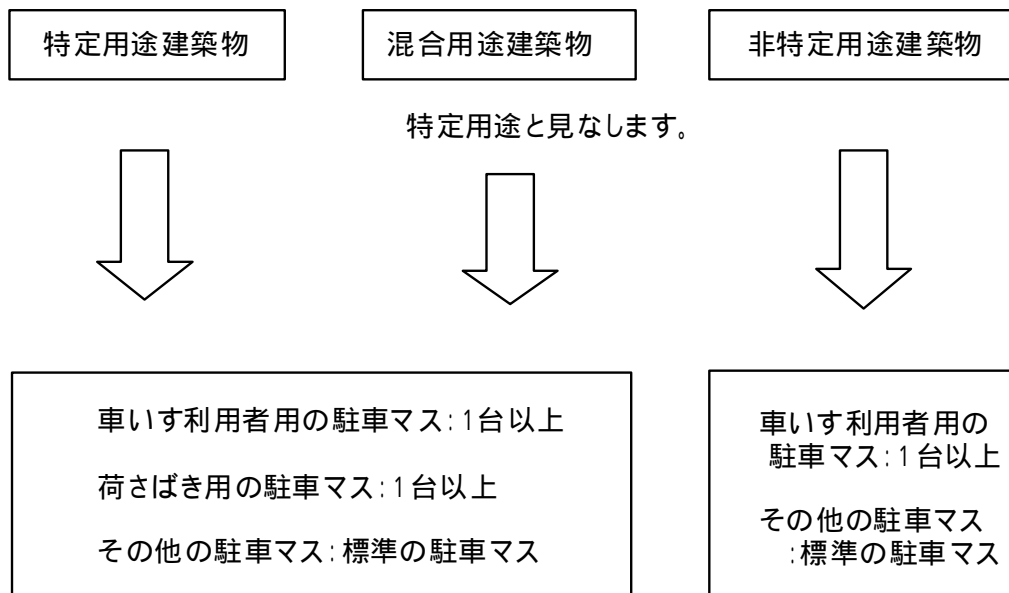
6 駐車施設を附置する場所 (条例第3条、第4条関連)

当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければなりません。

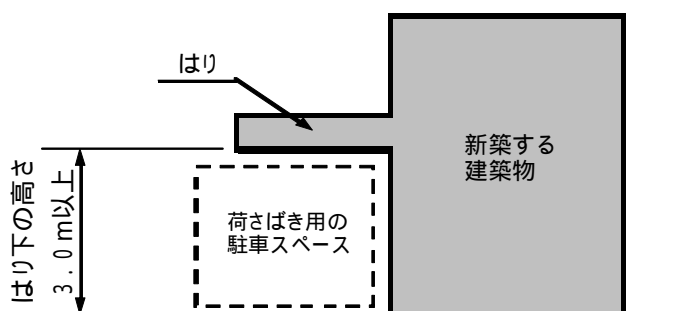
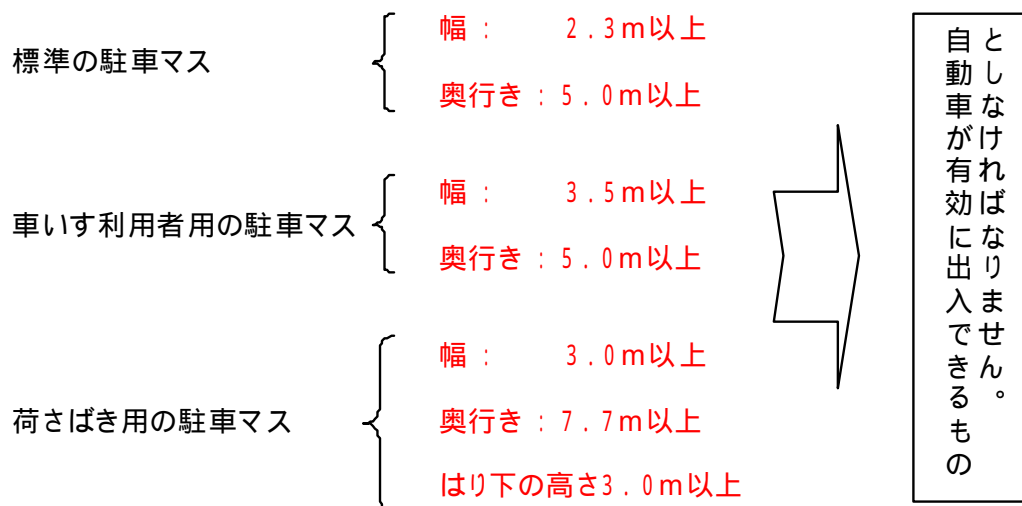
当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することが困難な場合には、「手引き」の23ページをご覧ください。

7 建築物を新築する場合の駐車施設の規模 (条例第5条関連)

* 駐車施設の規模(条例第5条)では、駐車マスの幅と奥行きなどを規定しています。



* 駐車施設の規模 (1台当たり)



(1) 「特定用途建築物」の駐車施設の規模

(例-10)

(例-7)の で示した特定用途建築物の駐車施設の規模

延べ面積が、3,250㎡の特定用途建築物

$$(3,250\text{㎡} - 2,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 6.25\text{台} \quad \underline{7\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、7台となります。



車いす利用者用の駐車マス

幅： 3.5m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 1台分設置

荷さばき用の駐車マス

幅： 3.0m以上 }
奥行き： 7.7m以上 } 1台分設置
はり下の高さ3.0m以上 }

その他の駐車マス

幅： 2.3m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 5台分設置

7台分設置

(例-11)

(例-7)の で示した特定用途建築物の駐車施設の規模

延べ面積が、2,100㎡の特定用途建築物

$$(2,100\text{㎡} - 2,000\text{㎡}) \div 200\text{㎡/台} = 0.5\text{台} \quad \underline{1\text{台}}$$

* 条例の規定による附置台数は、1台となります。



車いす利用者用の駐車マス

幅： 3.5m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 1台分設置

附置台数の算定の結果、附置台数が1台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

(2) 「混合用途建築物」の駐車施設の規模

(例-12)

* (例-9) に示した、延べ面積3,900㎡の混合用途建築物の附置台数

条例の規定による附置台数は、6台となります。



車いす利用者用の駐車マス

幅： 3.5m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 1台分設置

荷さばき用の駐車マス

幅： 3.0m以上 }
奥行き： 7.7m以上 } 1台分設置
はり下の高さ3.0m以上 }

その他の駐車マス

幅： 2.3m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 4台分設置

6台分設置

附置台数の算定の結果、附置台数が1台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

(3) 「非特定用途建築物」の駐車施設の規模

(例-13)

* (例-8) の に示した、延べ面積が、4,650㎡の非特定用途建築物

条例の規定による附置台数は、9台となります。



車いす利用者用の駐車マス

幅： 3.5m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 1台分設置

その他の駐車マス

幅： 2.3m以上 }
奥行き： 5.0m以上 } 8台分設置

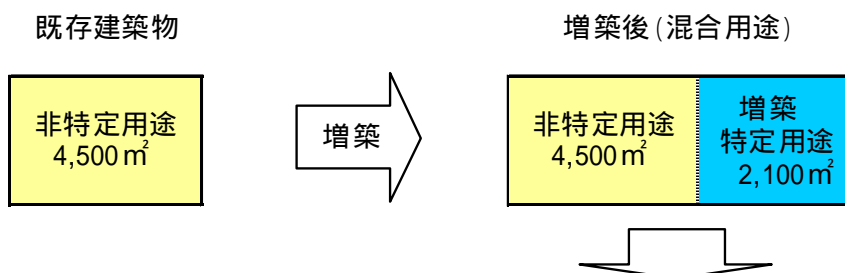
9台分設置

附置台数の算定の結果、附置台数が1台となる場合は、車いす利用者用の駐車マスを優先して設置して下さい。

8 建築物を増築する場合（条例第4条関連）

* 建築物を増築する場合は、増築後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

(例-14)

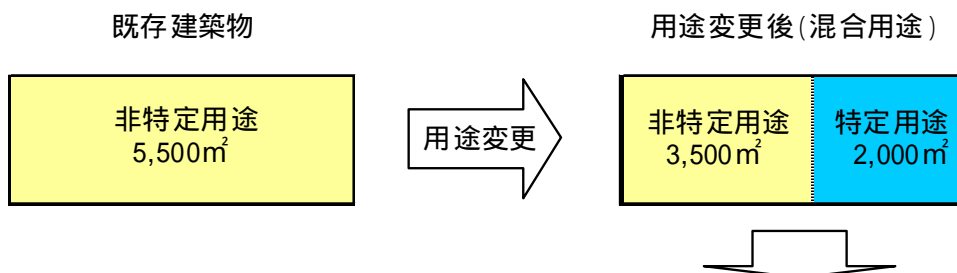


増築後の建築物を新築と見なして、P13の「建築物を新築する場合」をご覧ください。

9 建築物を用途変更する場合（条例第4条関連）

* 建築物を用途変更する場合は、用途変更後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

(例-15)

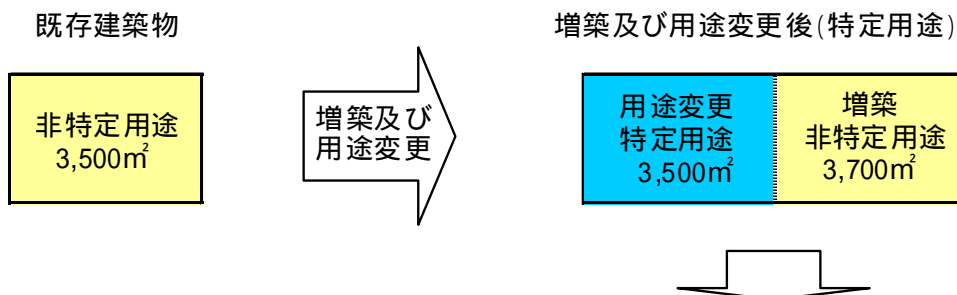


用途変更後の建築物を新築と見なして、P13の「建築物を新築する場合」をご覧ください。

10 建築物を増築及び用途変更する場合（条例第4条関連）

* 建築物を増築及び用途変更する場合は、増築及び用途変更後の建築物を新築と見なして条例を適用します。

(例-16)



増築及び用途変更後の建築物を新築と見なして、P13の「建築物を新築する場合」をご覧ください。

1.1 附置の特例

条例第8条に駐車施設の附置の特例が規定されています。

当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することが困難な場合



当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、別の場所に駐車施設を設置するときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設置したものとみなします。



この場合、事前に駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
(承認を受けた事項を変更する場合も、再度承認を受けなければなりません。)

(駐車施設の附置の特例)

第8条 第3条又は第4条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置するときは、第3条又は第4条の規定にかかわらず、当該建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

市長の承認を受ける場合の様式は、29ページをご覧ください。

12 駐車施設の管理

条例に基づき附置した駐車施設は、常時適法な状態に維持管理しなければなりません。

(駐車施設の管理)

第9条 第3条、第4条又は前条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該施設の敷地、構造、設置及び規模について常時適法な状態に維持管理しなければならない。

13 立入検査・措置命令

条例の第10条及び第11条に、立入検査及び措置命令について規定されています。

詳しくは、「手引き」の27、28ページをご覧ください。

釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第217号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(地区の指定)

第2条 法第20条第2項の規定により条例で定める地区は、次に掲げる地区とする。

- (1) 駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域に接続する500メートル以内の区域(以下「周辺地域」という。)内で市長が定める地区(以下「周辺地区」という。)
- (2) 周辺地域、駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内で自動車交通の地区的ふくそうの予想される地域内で市長が定める地区(以下「ふくそう地区」という。)

2 市長は、前項の規定により周辺地区又はふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域内において延べ面積(駐車施設の使用に供する部分の面積を除く。以下この項において同じ。)が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に、延べ面積が3,000平方メートルを超える部分の面積に対して、200平方メートルごとに1台の割合で算定した駐車台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)を有する駐車施設を附置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表アに掲げる地区又は地域において法第20条第1項に規定する特定用途(以下「特定用途」という。)に供する建築物でイに掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内にウにより算定した駐車台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)を有する駐車施設を附置しなければならない。

3 駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)及び特定用途以外の用途に供する部分(以下「非特定部分」という。)を有する建築物(以下「混合用途建築物」という。)は、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 駐車場整備地区内、商業地域内、近隣商業地域内、周辺地区内又はふくそう地区内において建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車部分の規模)

第5条 前2条の規定により附置する駐車施設は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車有効に出入りできるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前2条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前2条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、少なくとも1台分については、荷さばきのための駐車施設として、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上としなければならない。ただし、構造若しくは敷地の状態から市長がやむを得ないと認める建築物又は特定用途以外の用途に供する建築物については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる駐車施設で市長が有効に駐車できると認めたものについては、前3項の規定によらないことができる。

(適用の除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物

(2) この条例施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区若しくはふくそう地区に指定された日から起算して6か月以内に工事に着手する建築物

(3) 駐車場整備地区内、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定部分が公共の用に供されることになる混合用途建築物の新築、増築又は用途変更で市長が交通の安全上特に支障がないと認めたもの

(4) 義務教育施設の用途に供する建築物

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区若しくはふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上にわたる場合においては、その敷地の地区及び地域別の面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分の属する地区又は地域にその敷地があるものとみなして第3条又は第4条の規定を適用する。

(駐車施設の附置の特例)

第8条 第3条又は第4条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の位置により、特にやむを得ない場合において、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置するときは、第3条又は第4条の規定にかかわらず、当該建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造についてあらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(駐車施設の管理)

第9条 第3条、第4条又は前条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該施設の敷地、構造、設置及び規模について常時適法な状態に維持管理しなければならない。

(立入検査)

第10条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設又は駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第3条、第4条又は第8条の規定に違反した者及び第5条の規定に適合しない駐車施設を設けた者に対し、相当の猶予期間をつけて、駐車施設の附置又は設置、改善、使用制限、使用禁止その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめその措置を命じようとする者に対し、弁明のため自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による命令は、その命じようとする措置、理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和47年釧路市条例第37号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6か月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表(第3条及び第4条関係)

ア 地域・地区	イ 建築物の規模	ウ 駐車施設の規模
駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域	特定部分の延べ面積(屋外観覧席の面積の含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。以下同じ。)が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して200平方メートルごとに1台
周辺地区又はふくそう地区	本表上覧中「2,000平方メートル」とあるのを「3,000平方メートル」と、「200平方メートル」とあるのを「300平方メートル」と読み替えて、本表を適用する。	

(様式1)

駐車施設承認（変更）申請書

年 月 日

釧路市長 あて

設置者 住所
氏名

釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条第2項の規定に基づき
駐車施設の設置（変更）の承認を申請します。

駐車施設を附置すべき建築物	所在地	釧路市 丁目 番 (駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域)				
	工事の種類	1. 新築 2. 増築 3. 用途変更 4. 増築及び用途変更				
	用途および規模	特定用途	劇場、映画館、演芸場、観覧用、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場、遊技場			非特定用途 1. 住宅 2. その他
			特定部分	非特定部分	供用部分	駐車施設
	新增用変	A. m ²	B. m ²	C. m ²	D. m ²	m ²
	既存	F. m ²	G. m ²	H. m ²	I. m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
駐車施設を附置できない理由						
駐車施設	附置対象地外設置場所					
	自己所有以外の場合の使用承諾者		住所 氏名			
	規模	区分		駐車施設面積	台数	
		敷地内	建築物内	m ²	台	
			建築物外	m ²	台	
		附置対象敷地外の設置場所		m ²	台	
合計		m ²	台			
条例による駐車台数		台				

- 注) 1. 使用承諾者の欄に関し、権利関係を証するために使用承諾書もしくは賃貸契約書等を添付すること。
2. 承認変更申請の場合にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

釧路市 釧路市計第 号
年 月 日

様

釧路市長

駐車施設の承認について（通知）

釧路市建築物における駐車施設の附置に関する条例第8条第2項の規定に基づき申請のありました駐車施設の変更について、下記のとおり承認します。

駐車施設を附置すべき建築物の所在地					
駐 車 施 設	附置対象敷地外設置場所				
	規 模	区 分		駐車施設面積	台 数
		敷 地 内	建築物内	m ²	台
			建築物外	m ²	台
		附置対象外の設置場所		m ²	台
	合 計		m ²	台	
承認の条件					

※上記（附置対象敷地外設置）の駐車施設を変更する場合には、「駐車施設承認（変更）申請書」を提出し、承認を受けて下さい。